基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十四日を基準日と定め、同日零時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年四月八日

東京都新宿区西新宿七丁目二〇番一号

株式会社リッチメディア

代表取締役　坂本　幸蔵

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月八日

東京都港区芝公園三丁目四番三〇号

株式会社ジー・インサイト

代表取締役社長　細江　謙介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月八日

石川県金沢市問屋町二丁目二五番地

株式会社マツモト

代表取締役　和泉　健治

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月八日

大阪府門真市島頭四丁目一番三一号

大日倉庫株式会社

代表取締役　青井　一彦

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月八日

長崎市八千代町二番九号

大長崎商事株式会社

代表取締役　深堀　健

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年五月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年四月八日

長崎市末石町三二二番地

株式会社富士プロパン

代表取締役　深堀　健

限定承認公告

本籍大阪府大阪市住之江区北加賀屋五丁目二二番地、最後の住所大阪府大阪市東淀川区大道南二丁目一六番八号

被相続人　亡　中西　五男

右被相続人は平成二十六年十二月七日死亡し、その相続人は平成二十七年三月二十五日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年四月八日

兵庫県尼崎市西川一丁目五番一―三〇九号

限定承認者　宇田　博明

任意清算公告

当法人は、平成二十七年四月七日をもって解散し、土地家屋調査士法第四十一条第三項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年四月八日

岩手県北上市本通り三丁目二番一五号

土地家屋調査士法人北上登記測量センター

代表社員　権頭　拓也

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は、平成二十七年四月二十三日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、特定資産からの収入として当社に交付された金銭及びその他の方法で当社が受領した金銭から、特定借入れ及び特定社債の期限の到来した元利金の弁済、積立金の積立て、その他必要費用を控除した後に残余金がある場合（以下「優先出資償却減資」という。）、これらを分配することをその目的とする。

二、優先資本金の額の減少をする要件

優先出資償却原資の計算を行った結果、取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定したことをその要件とする。

三、優先資本金の額の減少をする時期

優先出資に係る利益の配当が実施され、優先出資償却原資が生じた場合で取締役が適当と認め、決定する時期に行う。

四、減少する優先資本金の額又はその計算方法

取締役が簡易減資消却を行うことが適当であると判断し、その旨決定した後六か月以内に、初年度からの優先出資償却原資の累積額（但し、過去の利益配当金、過去の有償減資による払出額、取締役がその決定により、以後のⒶ当社の維持・運営にかかる債務の支払、Ⓑ各種積立金の積立て、Ⓒ利益配当の原資の確保のために必要と判断する金額を控除した金額（以下「減資消却可能額」という。）。なお、減資消却可能額が五万円の整数倍とならない場合には直近の五万円の整数倍の金額まで切り下げる。）を上限として、金五万円の整数倍の金額のうちで取締役が合理的に決定する金額（但し、後記七に定める金額と同額とする。）とする。

五、優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数又はその計算方法

減少の対象となる優先出資は全ての優先出資とし、減資消却可能額を五万円で除し、その端数を切り捨てることにより得られる数（以下「減資消却可能総口数」という。）を上限として、取締役が合理的に決定する数とする。

六、優先出資の消却の方法

減少の対象となる優先出資は全ての優先出資とする。

消却金額は一口につき金五万円とし、各優先出資社員の消却の対象となる優先出資の口数は、以下の通り計算されるものとする。

$$\text{減資消却可能額（円）} \times \frac{\text{各優先出資社員の保有口数}}{\text{優先出資の発行済総口数}} = \text{各優先出資社員の消却口数（小数点第1位を四捨五入）}$$

七、優先資本金の額の減少において消却に要する金額又はその計算方法

消却の対象となる優先出資の口数に対し、五万円を乗じて得られる金額とする。

八、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全ての優先出資とする。

平成二十七年四月八日

東京都千代田区丸の内二丁目二番三号

西新橋デベロップメント特定目的会社

取締役　平本　正和

特定資本金の額の減少公告

当社は、特定資本金の額を三千四百六十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は、平成二十七年三月十八日付官報の号外第五十八号六十頁に掲載されています。

平成二十七年四月八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

狭山広瀬台プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条に基づき優先資本金の額を金八十億七千五百五十万円減少し、金十四億六百七十万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年五月十一日であり、取締役の決定は、平成二十七年四月七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年十月二十二日付官報の号外第二百三十四号百二十一頁に掲載されています。

平成二十七年四月八日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

正　誤

（原稿誤り）

目次及び本文において平成二十六年十二月十日外務省告示第三百七十六号を削除する。

目次及び本文において、平成二十七年三月三十一日（号外第七十三号）財務省告示第百四号は第九十八号となる。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月八日付第八一号三二ページ
◉付録　三月官報目録四〇ページ

―ジ●同日付政府調達第六六号一六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）